

「裁判員制度」への参加に向けた 社内制度の整備について

平成20年4月21日
北陸ガス株式会社

北陸ガス株式会社は、「裁判員制度」が平成21年5月21日より施行されることに伴いまして、当社社員が本制度に参加する場合に必要な時間を通常の勤務と同様に取り扱うよう、社内制度の整備を行いました。

「裁判員制度」は、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼の向上につながることを期待されております。

当社は、社会的責任を果たしていくという観点から、これまで当社社員が模擬裁判に参加する等、積極的に対応してまいりました。さらに、このたびの「裁判員制度」の施行に伴いまして、当社社員が裁判員に選任された場合、参加に要する日数や時間を通常の勤務をしたものとみなすように社内制度を整備いたしました。これにより、給与や休暇等において参加者本人に負担が生じることがなくなり、「裁判員制度」へ参加しやすい環境が整うこととなります。

当社は、今後とも地域社会の一員として積極的に責任を果たしていくよう努めますとともに、当社社員の活動に対してバックアップしてまいります。

< 概要 >

「裁判員制度」への参加は、法律で定められた公の職務であるため、以下の通り取り扱うことといたします。

- ・ 社員に裁判所から「呼出状」が届いた場合、そのために必要となる日数や時間を通常の勤務扱いといたします。

< 報道機関お問い合わせ先 >
北陸ガス株式会社
総合企画グループ 担当 加藤
TEL : 025-245-2214